

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を支援します！

## 【福祉タクシー事業】

高齢者福祉ガイド  
【第3回】

通院等で通常の交通機関を利用することの困難な高齢者等の外出支援のため、タクシー券を交付します。このタクシー券は基本料金分を助成するもので、行楽や行事参加等、幅広く利用できます。

対象者 通院等でタクシーの利用が必要な方で、次の要件に該当する方

- ・80歳以上の高齢者の方
- ・身体障害者手帳1・2級又は精神障害者手帳1・2級の方
- ・療育手帳の交付を受けている方

交付枚数 上半期分（4月～9月）と下半期分（10月～3月）毎に申請3枚/月（途中申請の場合、申請日が属する月分から）の交付  
タクシー乗車1回につき、利用券1枚（基本料金相当額）の助成

助成内容  
申請・交付場所

社会福祉協議会国分寺本所（ゆうゆう館内） ☎43-1236  
石橋支所（きらら館内） ☎52-1135  
南河内支所（ふれあい館内） ☎47-1123

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は保険証をご持参ください。

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎52-1115  
包括支援センターいしばし ☎51-0633（石橋地区）  
包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229（国分寺地区）  
包括支援センターみなみかわち ☎47-2771（南河内地区）

今回は、【寝具洗濯乾燥消毒事業】をお知らせします。

問い合わせ先

高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115

## 住宅のバリアフリー改修工事に係る 固定資産税の減額措置について

高齢者の方等が安心して居住することができる住環境の整備を促進するため、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分のみの固定資産税額（100㎡相当分）が3分の1減額されます。

居住者の要件（次のいずれかに該当する方）

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害者の方

改修工事の要件

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた改修工事で、次の～のいずれかに該当し、自治体からの補助金や介護保険からの給付等を除く工事費の合計が30万円以上であること。

廊下の拡幅 階段の勾配緩和 浴室の改良 トイレの改良 手すりの取付け  
床の段差解消 引き戸への取替え 床の滑り止め

賃貸住宅は除きます。

この減額措置の適用は1回限りです。

新築住宅特例や耐震改修特例を受けている年度には適用されません。

この減額措置の申請に必要な書類等は、次のとおりです。

- ・バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申請書
- ・工事費用の支払いを確認できる領収書（補助金等を受けている場合はその決定通知書等も必要です。）
- ・改修工事の内容及び費用を確認できる明細書
- ・改修箇所の図面
- ・写真（改修前と改修後のもの）  
（その他、居住者の要件を確認する際に身体障害者手帳等を提示していただくことがあります。）

問い合わせ先

税務課 資産税グループ ☎40-5554